

[別紙]

様式 1

事業報告書
(自 令和3年9月1日 至 令和4年 8月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 もとおか歯科医院
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県南松浦郡新上五島町浦桑郷1363番地

(3) 設立認可年月日 平成26年10月15日

(4) 設立登記年月日 平成26年10月20日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人もとおか 歯科医院	長崎県南松浦郡新上五島町浦桑 郷1363番地	

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

該当なし

(3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和3年10月11日 令和2年度決算の決定
- ” 理事、監事の選任、辞任の承認
- 令和4年 8月31日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定
- ” 令和4年度の借入金額の最高限度額の決定

(5) その他

なし

法人名 医療法人 もとおか歯科医院
 所在地 長崎県南松浦郡新上五島町浦桑郷 1 3 6 3 番地

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和4年 8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	50,981	I 流 動 負 債	10,651
II 固 定 資 産	28,897	II 固 定 負 債	1,327
1 有 形 固 定 資 産	4,411	負 債 合 計	11,978
2 無 形 固 定 資 産		純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	24,486	科 目	金 額
		I 資 本 金	12,000
		II 資 本 剰 余 金	
		III 利 益 剰 余 金	55,900
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	67,900
資 産 合 計	79,878	負 債 ・ 純 資 産 合 計	79,878

様式4-2

法人名 医療法人 もとおか歯科医院
 所在地 長崎県南松浦郡新上五島町浦桑郷1363番地

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和3年9月1日 至 令和4年8月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	112,875
2 事業費用	108,767
本来業務事業利益	4,108
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	0
事業利益	0
II 事業外収益	0
III 事業外費用	0
経常利益	4,108
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純利益	4,108
法人税等	2,369
当期純利益	1,739

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 もとおか歯科医院
 所在地 長崎県南松浦郡新上五島町浦桑郷 1 3 6 3 番地

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和4年8月31日現在)

1. 資 産 額 79,878 千円
 2. 負 債 額 11,978 千円
 3. 純 資 産 額 67,900 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	50,981
B 固 定 資 産	28,897
C 資 産 合 計 (A+B)	79,878
D 負 債 合 計	11,978
E 純 資 産 (C-D)	67,900

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 もとおか歯科医院
理事長 本岡 路都子 殿

私は、医療法人 もとおか歯科医院 の令和3会計年度（令和3年9月1日から令和4年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年10月12日

医療法人 もとおか歯科医院

監事 烏山 敦子